新学習指導要領における学校図書館関連事項

【小学校新学習指導要領】

- 〈第1章〉総則 第3 教育課程の実施と学習評価
 - 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (7) <u>学校図書館</u>を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科

- 第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容
 - [第1学年及び第2学年] C 読むこと
 - (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。
 - ウ <u>学校図書館</u>などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。
 - [第3学年及び第4学年] C 読むこと
 - (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。
 - ウ <u>学校図書館</u>などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。
 - 〔第5学年及び第6学年〕 C 読むこと
 - (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。
 - ウ <u>学校図書館</u>などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり 考えたりしたことを報告する活動。
- 第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 1 (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の[知識及び技能]の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の[知識及び技能]の(3)のオ及び各学年の内容の[思考力、判断力、表現力等]の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、<u>学校図書館</u>などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。
- 第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 (2) <u>学校図書館</u>や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを 行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。
- 〈第5章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 2 (7) <u>学校図書館</u>の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や 社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの 工夫を行うこと。
- 〈第6章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 2 内容
 - (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に 学習する場としての<u>学校図書館</u>等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返 ること。

分からないことは、 学校図書館の資料で 調べよう!



【中学校新学習指導要領】

- 〈第1章〉総則 第3 教育課程の実施と学習評価
 - 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (7) <u>学校図書館</u>を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科

第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕 C 読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。
 - ウ <u>学校図書館</u>などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にま とめたりする活動。
- 第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 1 (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の[知識及び技能]の(3)のオ、第2学年の内容の [知識及び技能]の(3)のエ、各学年の内容の[思考力、判断力、表現力等]の「C読む こと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるよう にするとともに、他教科等における読書の指導や<u>学校図書館</u>における指導との関連を考 えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、<u>学校図書館</u>などを目的をもって計画的に利用しその 機能の活用を図るようにすること。
- 第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、<u>学校図書館</u>や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かろうとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
- 第6節 美術 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 4 (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、<u>学</u>校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。
- 〈第4章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 2 (7) <u>学校図書館</u>の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や 社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの 工夫を行うこと。
- 〈第5章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕 2 内容

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
- ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と<u>学校図書館</u>等の活用 現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場として の<u>学校図書館</u>等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見 通しを立て、振り返ること。

学校図書館を、子どもたちの 学習活動の様々な場面で活用 することが大切ですね。 (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料(各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、発達障害を含む障害のある児童の年齢や能力等に配慮することも含め、児童の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。なお、本項においては「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号)を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず児童の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが期待される。